

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様  
各指定介護予防支援事業所 管理者 様

小牧市長 山下 史守朗

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者  
会議等への対応について（通知）

平素は、本市の介護保険事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、令和2年2月20日に発表された厚生労働大臣の国民の皆様へのメッセージを受けて、感染を拡大させない重要な時期であることに鑑み、当面1か月間（3月25日まで）のイベントや集会は原則中止することとしました。また、国等の通知等により社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応の徹底が求められています。このような状況を踏まえ、標記の内容について、3月25日まで下記のとおりとしますので、ご承知おきください。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護保険事業者向けの関係情報を小牧市ホームページ(新型コロナウイルス感染症について(介護保険事業者向け))に掲載していますので、ご確認をお願いいたします。

記

- 1 サービス担当者会議の開催については、感染のまん延を防止する観点から居宅訪問を実施しない場合、運営基準に定める「特段の事情」に該当するものとして、電話やメール等での照会により意見を求めることができるものとします。なお、居宅訪問しなかった理由およびその他の必要な記録については、条例に基づき5年間保存することが必要となりますのでご注意ください。

また、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止対策を徹底してください。

- 2 モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話やメール等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、運営基準上のモニタリングを実施した取扱いといたします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止対策を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた適切な対応をお願いいたします。
  
- 3 発熱等により社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）から利用を断られた利用者については、必要に応じて訪問介護等の提供の検討を行なっていただくこととなりますので、そのための情報収集に努めていただきますようお願いいたします。

＜問合せ先＞ 介護保険課 給付指導係  
電 話：0568-76-1153